下関市監査委員公表第３号
令和７年(2025年)２月１３日

　地方自治法第１９９条第１項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第９項の規定により公表する。

下関市監査委員　今井弘文
同　秋森和也
同　木本暢一
同　田中義一

記

1　監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
こども未来部	幼児保育課 ６幼保連携型認定こども園、５保育所、２幼稚園
都市整備部	市街地開発課、公園緑地課、建築指導課

2　監査の範囲

　以下の期間における財務に関する事務の執行

こども未来部、都市整備部
令和６年４月１日から令和６年１０月３１日まで

3　監査の着眼点

　財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4　監査の方法

　諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5　監査の期間

こども未来部、都市整備部
令和６年１２月１日から令和７年１月３１日まで

6　監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「７　指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7　指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。

こども未来部　幼児保育課

［指摘事項］

(1)　前回の指摘事項でもあるが、時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務命令簿における同一支給割合の総勤務時間に対して、複数費目間での１時間未満の端数の調整処理を行っていないため、過支給が生じていた。所要の措置を講じるとともに、支給事務に係る確認体制を強化されたい。

［意見］

なし

こども未来部　６幼保連携型認定こども園、５保育所、２幼稚園

［指摘事項］

(1) 延長保育利用料の収納事務において以下の誤りがあった。適正に事務処理されたい。

ア　４月分の収納事務において、金銭出納帳の収入金額が納付書兼領収書（控）の収納金額の合計より３００円多かったため、関係書類を確認したところ、一人の利用者について、６日の利用があり３００円を領収したにもかかわらず、納付書兼領収書及び納付書兼領収書（控）ともに記載がなかった。所管課に確認したところ、納付書兼領収書に６月分の金額を誤って記載したため、当該納付書兼領収書及び納付書兼領収書（控）を新たに作成した際に、誤った内容を記載したことによるものであった。

イ　納付書兼領収書に金額の記載がないものがあった。所管課に確認し

たところ、一人の利用者について９月分の収納時の領収印が不鮮明であったため、当該納付書兼領収書及び納付書兼領収書（控）を新たに作成した際に、記載漏れをしたことによるものであった。

ウ　４月分の収納事務において、収納金額より納付書兼領収書（控）の合計が５０円多かったため、所管課に確認したところ、一人の利用者について、１日の利用のため５０円が適正であるが、誤って１００円と記載したことによるものであった。

(2) 職員給食費の現金出納事務において、８３，３００円を収納した日に、収納金額を８３，１００円と誤認し、当該額を金融機関に払い込み、２００円を払い込んでいなかった。なお、当該２００円は翌日に払い込まれていた。金銭出納帳には、当該収納した日は誤認した８３，１００円を収入金額欄に記載し、２００円を翌日の収入金額欄に記載していた。適正な現金出納事務に努めるとともに、金銭出納帳は、現金の出納を照合する際の重要な根拠となるため、日々の現金出納額を確実かつ正確に記入し、常に現金の現在高を明瞭にすることを徹底されたい。

(3) 前回の指摘事項でもあるが、旅費の支給に係る旅行命令において、私有車両を利用した市外への用務について、旅行命令書によらず、管内出張命令簿により旅行命令を発していた。結果的に旅費の支給額に影響はなかったが、旅行命令を発するに当たっては、行先等を十分確認の上、適正に事務処理されたい。

［意見］

なし

都市整備部　市街地開発課

［指摘事項］及び［意見］

なし

都市整備部　公園緑地課	
	［指摘事項］ (1) 公園使用料の収入事務において、以下の事例が見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。 ア　滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。 イ　履行期限を２０日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。
	［意見］ なし
都市整備部　建築指導課	
	［指摘事項］及び［意見］ なし

以上